平成18年度の学校教育法の一部改正により、特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものと位置付けられてから10年が経過しました。この間、小・中・高等学校のすべての学校で校長による特別支援教育学校コーディネーターの指名及び校内委員会の設置が行われ、障害のある児童生徒の理解と学習環境の整備は確実に進んできました。

高知県では特別支援教育を推進するため『特別支援教育を柱に据えた学校づくり事業』(平成25~26年度)、『ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業』(平成27~28年度)、『系統性のある支援研究事業』(文部科学省指定:平成27~28年度)等を通じて、小・中・高等学校の児童生徒に分かる・できる授業づくりや、切れ目のない支援の引継ぎについて取り組んできました。こうした取組の成果に加え、高知県が作成した資料等を冊子としてまとめることで、すべての学校が自校の校内支援体制を見直し、特別支援教育の観点から支援の質をより一層充実させることができると考えています。

発達障害を含めた特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級とさまざまな学びの場で、すべての学校に在籍している現状があります。

こうした特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校で合理的配慮の提供のもと適切な指導・支援を受けるには、管理職と特別支援教育学校コーディネーターが中心となって適時に校内委員会を開催し、教職員全員による児童生徒の理解と、指導方針の共有や自校の取組をPDCAで回すことが不可欠になります。

そこで、先の研究指定校の取組から具体的な実践事例を多数掲載した冊子を作成しました。今後は、本冊子を手元に置き、チーム学校としての校内委員会が十分に機能し、実効あるものとなるよう各学校での取組に活用してください。

最後に、取組事例や資料を提供いただきました市町村教育委員会及び各学校の皆様 に対し、お礼を申し上げます。



高知県教育委員会 特別支援教育課 マスコットキャラクター 「ユニバーさる」 平成29年3月 高知県教育委員会

## 目 次

1	今、求められている特別支援教育 〜共生社会の実現へ向けて〜	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1) 共生社会実現へ向けて、求められる学校像	•	•	•	-	•	•	•		•	1
	(2) 特別支援教育の視点における「チーム学校」像と 管理職の果たすべき役割	•	•	•	•	•	•	•	•		2
2	学校内外とつながり、つなげる ~特別支援教育学校コーディネーターの役割~	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(1) 校内支援体制を確立する	•	•	•	-	•	•	•	•	•	3
	(2) 特別支援教育学校コーディネーターの役割	•	•	•		•	•	•	•	•	7
	(3) 組織を作り、学校の中をつなげる	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ę
	①校内委員会・③職員会議等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
	②校内支援会(個別ケース会議)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
	(4) 見通しを持ち、継続的に取組をつなげる	•	•	•	•	•	•	•		•	1 5
	(5) 情報を整理し、つなげる	•	•	•	•	•	•	•		•	1 9
	① リストの作成	•	•	•	•	•	•	•		•	1 9
	② 個別の指導計画	•	•	•		•	•	•		•	2 5
	③ 引き継ぎシート	•	•		•	•		•		•	3 (
	④ 個別の教育支援計画(個別の支援計画)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
	(6) 校内と校外をつなげる	•	•	•		•	•	•		•	3 4
	(7) 学校だけでなく、地域でつながる		•	•	•	•	•	•	•	•	3 6
3	既存の情報を有効に活用する		•	•	•	•	•	•		•	3 9
4	参考資料	•	•	•	•	•	•	•		•	4 4
	索引	•				•	•			•	4 9